

審第2599号-1
答申第610号
令和6年9月4日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年7月13日付け教指第833号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第857号

平成29年5月29日付けで審査請求人から提起された、平成29年5月25日付け教指
第486号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年5月25日付け教指第486号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇年〇〇〇〇月に〇〇〇〇市立〇〇〇〇学校の〇〇〇〇〇年生の〇〇〇〇生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や県や市等からの文書、警察や議会や国や県や市等宛ての文書、裁判や懲戒に関する文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、プレスリリース、アンケート、広報及びインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書及びそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケ

ート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、同〇〇〇〇学校の教職員の名簿に関する文書、担任教師の氏名がわかる文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間及び保存期間の変更及び保存期間に関する分類等及び保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として「児童生徒の事件等報告書【第1報について（〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日）】（以下「本件文書」という。）」を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年5月29日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 本件開示文書には、本件対象事案に千葉県教育庁〇〇〇〇教育事務所（以下「本件事務所」という。）が関与していることが明記されている。しかし、同事務所の保有する文書は何らも特定されなかった。

イ 他の自治体における同様の事例では、県教育委員会と県教育事務所との遣り取りが県に対する情報公開請求で開示になっている。また、他県では、当該県内の市立学校で起こった同様の事案についても児童生徒の事件等報告書以外に種々の文書を保有していた。当該開示請求では、原処分時でも種々の対象文書が特定されたうえ、不服申立てを受けてさらに文書が特定された。千葉県でも同様のことが容易に行われうるものである。

ウ 本件のような子どもの人命に関わる重大な案件で事実確認等を全て口頭で済ませたとする弁明は、あまりに不自然であり著しく不合理である。

エ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の再探索をすべきである。

オ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 不開示部分の不開示事由非該当性

ア 他県の情報公開に係る行政不服審査では、「各情報は、一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報とは認められない。また、特別の情報を有する関係者を基準にしたとしても、いじめの件数等の情報から特定の個人が当該いじめに関係することを推測するためには、現実には、関係する児童生徒の氏名を認識していることが必要であるところ、その場合には、当該情報が存在しなくとも、推測しようとする者にとっては誰がいじめに関係す

るかは明らかであるから、この場合においては関係する児童生徒の権利利益を著しく侵害するものとは認められない。」ことから、「実施機関は、本件異議申し立ての対象となった公文書のうち、回答票C-IIにおける「いじめの重大事案に関する具体的ないじめの状況及び対応状況」について非開示とした部分を除いて、全て開示すべき」との答申例がある。

イ いじめ自殺という事案は、加害者である学校・教育委員会ないし担任教師・学年主任・教頭・校長・教育長らの情報である。処分庁は徹頭徹尾、本件不開示部分がいじめ被害者の個人情報であるとして不開示としたと主張する。しかし、子どもの権利条約の規定により、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとともに、説明責任があるので公表慣行があるため、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから、ただし書イに該当する。担任する子どもをいじめ自殺に追い込み、いじめを隠蔽した教師の氏名ないし学校名は、子どもまたは保護者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、ただし書イ及び条例10条に該当する。子どもは自分自身が同じ教師に担任され、同じ学校に通わなければならない、保護者は愛する我が子を同じ教師に担任され、同じ学校に通わせなければならないことを回避するために、当該教師の氏名及び学校名を知っておく権利がある。当該学校や当該教師、学年主任、教頭、校長等の異動先の学校から転校したり、転校まではせずとも、子ども自身や愛する我が子をその教師の担任する学級に入れないう意見・要望・苦情等を提出・表明したりするために不可欠な情報である。公益上の理由による裁量的開示における裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があった。

公立学校の学級担任や校長を務めることは、明らかに公務員の職務遂行情報であるから、その氏名とともにただし書ハに該当する。

本件非開示決定も、また、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠蔽として行なわれたものであると言わざるを得ない。本件決定は、非開示理由からしても、情報公開制度を根幹から否定するものに他ならない。処分庁による非開示決定権限の濫用である。

ウ 情報公開法・情報公開条例は、公表されている情報のみを開示し、公表されていない情報を公表されていないという事由で不開示とする趣旨ではない。学校の所在地や学校の連絡先や校長名、児童生徒数、学級数、教職員数等が判明すると

学校名が判明することになるとしても、〇〇〇〇市立〇〇〇〇学校という名称が報道されていることは事実であり、千葉県又は〇〇〇〇市が〇〇〇〇学校名を公表していなくとも、情報公開請求に対しては開示すべきであり、そもそも〇〇〇〇学校名は情報公開請求によらずとも最初から公表して然るべきであった。

エ 月日、時間、発生場所、事故の概要、依頼の内容は、前記アないしウに加えて、生徒氏名や自宅住所やその連絡先等を不開示としたうえでならば、不開示事由に該当しない部分が相当に生じるものである。加害者である教師・学校・教育委員会にとって後ろめたい情報を被害者の情報であるとして不開示にして隠蔽することは違法であり到底許されないものである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象文書の特定及び内容について

(1) 本件文書の特定について

本件請求に対して、実施機関は本件文書を対象文書として特定し本件決定を行った。

(2) 本件文書の内容について

本件文書に係る事故については、事故の連絡を受けた市教育委員会が、本件事務所に口頭で連絡を行った。その後、本件事務所は、千葉県教育庁教育振興部指導課に口頭で連絡を行った。同課は、「児童生徒の事件等報告書」について（平成18年12月27日付け事務連絡）に基づき、報告書を作成し、文部科学省初等中等教育局児童生徒課に提出した。本件文書は当該報告書である。

2 本件決定の理由について

(1) 行政文書の特定について

本件文書に係る事故については、千葉県が設置する千葉県立学校で発生したものではなく、市立〇〇〇〇学校で発生したものであることから、市教育委員会が当該事故に対する具体的な対応等を行っており、実施機関としては、事実関係の正確かつ迅速な把握のもと、市教育委員会に適切な助言等を行う役割を担っている。このような役割の性質上、事実関係の把握を含む当該助言等は口頭等で行われており、本件文書以外に本件請求の対象となる行政文書を保有していない。

(2) 本件文書について

ア 不開示部分について

本件文書中、月日、時間、事故の概要、発生場所、学校名、名前、学校住所・連絡先、校長名、児童生徒数、学級数、教職員数、依頼内容、特定個人に関する記述（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 条例第8条第2号該当性について

(ア) 条例第8条第2号本文該当性について

- a 本件不開示部分のうち月日、時間及び発生場所については、既に開示された部分によって事故のおおよその内容が明らかになっている以上、更に開示をすれば、生徒の同級生、知人その他の関係者にとっては当該生徒が誰であるかを特定することができ、これまで知られていなかった事故の内容に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該生徒の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2号本文に該当する。
- b 本件不開示部分のうち学校名、名前、学校の住所、連絡先及び校長名については、氏名とともに一体として本件文書に記録されており、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。
- c 本件不開示部分のうち、児童生徒数、学級数及び教職員数については、千葉県教育便覧等の他の情報と照合することにより、生徒が在籍している特定の学校名が明らかとなり、当該生徒を識別することができることとなることから、条例第8条第2号本文に該当する。
- d 本件不開示部分のうち事故の概要、依頼の内容及び特定の個人に関する情報については、通常他人には知られたくない情報であり、当該情報を開示した場合生徒の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(イ) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

本件文書に係る事故については、事故の概要等が公表されているが、本件不開示部分については公表されておらず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書口に該当しない。

(エ) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件不開示部分については、生徒に係る情報であり、公務員等に係る情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

(オ) 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件文書については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、条例第8条第2号ただし書ニに該当するとは認められない。

ウ 条例第10条について

前記2(2)のとおり本件不開示部分及び本件文書には、個人に関する情報が含まれており、これを何人にも公開して、個人情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第10条を根拠に公益上の理由による裁量権的開示をすることはできない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件文書について

本件文書は県教育庁が文部科学省初等中等教育局に提出した「児童生徒の事件等報告書」である。

本件決定における不開示情報の内容及び不開示理由については、前記第4-2のとおりである。

2 本件決定における行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は本件決定の取り消しを求めており、本件文書以外に、本件請求にいう「自殺したと報道された件」に関して実施機関が何らかの関与を行った際の行政文書が存在すると主張しているものと考えられるので、以下検討する。

(1) 本件文書の記載に関連する文書の存否について

本件文書には、本件事務所の指導主事及びスクールカウンセラースーパーバイザ

一（以下「SCSV」という。）が市教育委員会と連携して対応にあたりと記載されているため、この対応について当審査会が事務局職員に実施機関へ確認させたところ、本件のような事例においては、事件等発生時には教育事務所指導主事及びSCSVが発生校に赴き、事件等への対応のための助言等を行うが、この対応に関する文書については、当該助言等が口頭により行われており、内容によって担当者がメモ等を作成した可能性はあるものの、対応後は破棄していると思われることから保有していないとのことであった。

また、本件文書作成のための情報収集に関する文書の存否に関しても、情報収集は口頭で行っており、メモ等を作成した可能性はあるものの、対応後は破棄していることから文書を保有していないとのことであった。

（2）その他の本件請求の対象となる文書の存否について

児童生徒の事件等報告に関して取扱いを定めた国の文書等が存在するため、これらに基づく実施機関の対応と文書の存否について、当審査会が事務局職員に実施機関へ確認をさせたところ、県立学校で発生した事案であれば県で文書を保有することとなるが、本件は市町村立学校で発生した事案である為、実施機関としては文書を保有することは想定し得ない等の理由により、本件文書の外には本件請求の対象となる文書を保有していないとのことであった。

（3）文書の再探索について

当審査会が実施機関に、前記（1）及び（2）以外の本件請求に係る行政文書について再度探索を求めたところ、本件請求の対象となる文書は保有していないとのことであった。

本件文書の存否に関する実施機関の説明は以上のとおりであり、この説明を覆すに足りる事情は認められなかった。よって、本件文書の外に本件請求の対象となる文書を保有していないとの実施機関の説明は、是認できるものである。

3 開示・不開示の判断について

審査請求人は、本件決定を取り消して、請求した情報は全て開示するよう主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

（1）報告月日及び発生時間

本件決定では、既に事件等発生年月日が開示されており、標記情報が公にされたとしても、事件等の当事者である生徒（以下「本件生徒」という。）を識別できるも

のとは認められないため、同情報は条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

(2) 本件生徒の氏名

標記情報は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報のため、条例第8条第2号本文に該当し、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 発生場所

本件においては、既に事件発生年月日、“〇〇〇〇市立”の学校であること、本件生徒の学年及び性別、事件等の詳細な状況に関する記載の一部等の情報が開示されている。そのため、更に発生場所が公になると、これらの情報と関係者等が知り得る情報を照合することで、本件生徒の識別が可能となると考えられるため、同情報は条例第8条第2号本文に該当し、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 学校名

本件においては、既に事件発生年月日、“〇〇〇〇市立”の学校であること、本件生徒の学年及び性別、事件等の詳細な状況に関する記載の一部等の情報が開示されている。そのため、更に学校名が公になると、これらの情報と関係者等が知り得る情報を照合することで、本件生徒の識別が可能となると考えられるため、同情報は条例第8条第2号本文に該当し、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は「〇〇〇〇市立〇〇〇〇学校という名称が報道されていることは事実であり、千葉県又は〇〇〇〇市が〇〇〇〇学校名を公表していなくとも、情報公開請求に対しては開示すべき」と主張していることから、標記情報の条例第8条第2号ただし書イ該当性について検討する。

当審査会が事務局職員に実施機関へ確認させたところ、児童生徒の事件等が発生した事案において、実施機関では学校名を個人特定に繋がりやすい情報であるとして公表しない取扱いをしており、本件に関しても学校名は公表していないとのことであった。よって、学校名は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは言えず、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は前記第3 3 (2) のとおり主張しているが、仮に学校名について報道された事実があったとしても、それは飽くまでそれぞれの取材に基づき報道等をしたものであり、上記のとおり、実施機関では学校名を公表しない取扱いをしている以上、かかる報道の事実をもって、学校名が法令の規定により又は慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。よって、この主張を認めることはできない。

(5) 学校の住所・連絡先、校長名、児童生徒数、学級数及び教職員数

標記情報が公となった場合、これらの情報を千葉県ホームページ上で公開されている千葉県教育便覧等の公表情報と照合することで、学校名の特定が可能であり、その結果、本件生徒の識別が可能となると考えられるため、同情報は条例第8条第2号に該当し、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(6) 本件文書中(1)「事件等の概要」、(6)「事件等の経緯」及び(7)「当該児童生徒に関する事」の不開示部分中、発生時間を除く部分

標記情報は、事件等の詳細な状況等に関する情報であり、当該情報を公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、事件等の態様や本件生徒の内心等、通常人に知られたい機微な情報が明らかとなり周囲からの好奇の目にさらされることで、なお本件生徒等の権利利益を害するおそれがあるため、同情報は条例第8条第2号に該当し、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報について開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

前記2(1)のとおり、実施機関は、本件のような事例においては教育事務所の指導主事やSCSVが発生校に赴き事件等への対応のため助言等を行うが、この助言等に関する文書については、メモ等を作成した可能性はあるものの、対応後は破棄していると思われることから保有していないと説明している。

しかし、本件のような事件等が発生し、実施機関として関係者を派遣している以上、その事実に関する行政文書が一切存在しないというのは千葉県教育委員会行政文書管理規則第3条にいう「事務の処理は行政文書によることを原則とする」に照らして適切ではないと言わざるを得ない。情報公開制度の趣旨・目的を踏まえれば、助言等の

詳細な内容等はともかく、少なくとも職員派遣の事実やその復命に関連する文書は作成されてしかるべきと考える。

今後、実施機関においては行政文書管理規定等に基づき適切に事務処理を行われるよう附言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月13日	諮問書の受付
平成29年 8月 2日	反論書の写しの受付
令和 5年11月30日	審議
令和 5年12月25日	審議
令和 6年 1月22日	審議
令和 6年 2月16日	審議

別表

欄 名	不開示部分	開示すべき部分
表題	報告月日	報告月日
(1) 事件等の概要	発生時間、事件等の詳細な状況等に関する記載	発生時間
(2) 発生日時	発生時間	発生時間
(3) 発生場所	発生場所	
(4) 当該児童生徒の 名前・学校名	学校名、氏名	
(5) 学校の概要	学校の住所・連絡先、校長名、 児童生徒数、学級数、教職員数	
(6) 事件等の経緯	発生時間、事件等の詳細な状況等に関する記載	発生時間

(7) 当該児童生徒に関すること(学校生活、家庭環境等)	事件等の詳細な状況等に関する記載	
------------------------------	------------------	--

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)